

## 給水装置の違反行為に係る事務処理要領

(趣旨)

第1条 この要領は、広島市水道局給水装置に関する違反行為審査委員会規程（昭和44年広島市水道局規程第19号。以下「委員会規程」という。）第10条の規定に基づき、給水装置に関する違反行為に係る事務処理について、必要な事項を定めるものとする。

(違反行為の調査、報告等)

第2条 管理事務所長は、所有者若しくは使用者等又は指定給水装置工事事業者が広島市水道給水条例（昭和38年広島市条例第37号。以下「条例」という。）第43条第2号から第4号までの規定、第45条各号の規定及び広島市水道局指定給水装置工事事業者規程（平成10年広島市水道局規程第1号。以下「事業者規程」という。）第17条各号の規定のいずれかに該当すると思料されるときは、その事実関係の調査を行う。

2 管理事務所長は、前項の調査において違反行為の事実が認められたときは、当事者に対し、直ちに違反行為を是正するよう指導する。

3 管理事務所長は、当該違反行為が是正されたとき、是正が見込まれるとき又は是正されないと判断されたときは、違反行為調査兼報告書（様式1）を作成し、給水課長に送付する。

なお、当事者より、てん末書等の提出があった場合は違反行為調査兼報告書（様式1）に添付する。

4 事業者規程第17条各号の規定に該当する違反行為で個々の給水装置工事以外の指定給水装置工事事業者の指定の資格に係る手続等に関する事例である場合は、第2項の指導及び前項の違反行為調査兼報告書（様式2）の作成は給水課長が行う。

(口頭による注意)

第3条 給水課長は、違反行為の内容を検討し、違反行為が是正され、又は是正が見込まれる場合において違反行為が軽微なもので処分を行うには当たらないがその再発を防止するため注意等を促すことが必要と認められるときは、口頭による注意を行うことができる。

2 給水課長は、違反行為の内容を検討し、必要と認められるときには、広島市水道局給水装置に関する違反行為審査委員会（以下「委員会」という。）の委員長（以下「委員長」という。）へ報告し、委員会開催の要否について、意見を具申することができる。

(文書による注意)

第4条 委員長は、給水課長からの報告を受け、委員会の開催は要しないが、違反行為の再発を防止するため注意等を促すことが必要と認められるときは、文書による注意を行うことができる。

(意見陳述のための手続)

第5条 委員長は、違反行為の内容が処分に相当すると認められるときは、委員会の開催前に、当該処分の名あて人になるべき者について、意見陳述のため聴聞の手続を行う。

2 聴聞の実施に当たっては、聴聞通知書（様式3）により通知する。

3 聴聞は、給水課長が主宰する。

4 聴聞を終結したときは、給水課長は、速やかに聴聞調書（様式4）、聴聞報告書（様式5）及び処分案を作成し、委員長に報告する。

5 その他意見陳述のための手続に関しては、広島市行政手続条例（平成7年広島市条例第5号）に定めるところによる。

(委員会の開催)

第6条 委員会規程第3条第2項の規定による水道事業管理者（以下「管理者」という。）が任命する委員会の委員は、次に掲げる職にある者とする。

- (1) 営業課長
- (2) 維持課長
- (3) 給水課長
- (4) 管路設計課長

2 委員長は、委員会規程の定めるところにより委員会を開催し、処分案について審議する。

(意見陳述のための手続及び委員会の開催を要しないとき)

第7条 委員長は、次のいずれかに該当するときは、意見陳述のための手続及び委員会の開催を要しないものとする。この場合において、委員長は管理者に報告するとともに、必要な事項については水道技術管理者に報告するものとする。

- (1) 水質が汚染され人の健康を害するおそれがあり、給水の緊急停止をする必要のあるとき。
- (2) 委員長が意見陳述のための手続及び委員会の開催を要しないと認めるとき。

(審議結果の取扱い)

第8条 委員長は、審議した結果、処分が必要であると認めるときは、審議結果を書面により管理者へ報告するとともに、必要な事項については水道技術管理者に報告するものとする。

2 委員長は、審議した結果、処分を行うに当たらないが違反行為の再発防止の措置が必要と認めるときは、文書による警告を行うことができる。

(処分の通知)

第9条 管理者は、処分を決定した場合に、被処分者に対し当該処分の通知を行う。ただし、第7条第1号に定める給水の緊急停止処分を行うときは、口頭により行うことができる。

2 管理者は、事業者規程第17条の指定の取消し又は停止の処分を行う場合に、事業者規程第18条の規定に基づき告示を行う。

(給水装置工事主任技術者に対する措置)

第10条 水道法（昭和32年法律第177号。以下「法」という。）第25条の4に定める給水装置工事主任技術者が、法に違反する行為があったと認められるときは、その旨を国土交通大臣及び環境大臣に報告するものとする。

2 前項の報告を行う際の事務処理については、この要領の規定を準用する。

(処分等の基準)

第11条 この要領に定める違反行為に対する処分等の基準は、委員長が別に定める。

附 則

この要領は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。